

鎌倉市オープンデータの推進に関する指針

1 基本的な考え方

(1) 本指針の目的

本指針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略（平成24（2012）年7月IT戦略本部決定）」や「世界最先端IT国家創造宣言（平成25（2013）年6月閣議決定）」を踏まえ、公的データの利活用を促進することにより、市民生活の向上や企業活動の活性化を図り、以って社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

(2) オープンデータを推進する意義・目的

以下の意義・目的から、オープンデータを推進する。

ア 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

イ 公的データの共有による地域課題の解決及び公共サービスの充実

オープンデータを利用して情報を共有することにより、行政と市民等において、地域課題への理解が深まり、課題解決に向けての行動促進、さらには公共サービスの充実が期待される。

ウ 行政における業務の高度化・効率化

オープンデータの推進の経過で生み出される、政策決定の場面における公的データの横断的な分析が活性化することによる業務の高度化、効率化が期待される。

エ 本市の経済活性化、新事業の創出

市内で活動する事業者などが、公開されたデータの編集、加工、分析などを行い、市場経済で活用することで、様々な分野で新たなビジネス又はサービスが創出され、本市の経済活性化及び市内事業者の振興に寄与する。

また、データを活用した様々なアイデアが生じることにより、事業機会の創出につながる。

(3) オープンデータ推進のための基本原則

本市においてオープンデータを推進するための基本原則は、次のとおりとする。

1. 市が保有している情報は、個人情報等を除き、原則としてすべてオープンデータ化を目指す。
2. すべての人が利用できるデータとし、可能な限り機械判読が可能な形式で公開する。
3. 原則として営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
4. 費用対効果を考慮し、効率的に取組を進める。

(4) 本指針の改訂

本指針は、オープンデータに関する動向や技術の進展などを踏まえ、随時、柔軟に改訂していくものとする。

2 具体的な取組の方向性

(1) オープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有する情報のオープンデータ化を進めるための基盤として、本市ウェブサイト「鎌倉市オープンデータポータル」を整備し、オープンデータとして利用しやすいようにする。他の地方公共団体や国と連携し、活用が進むよう基盤の整備を進めていく。

(2) 公開するデータの種類

ア オープンデータ化の対象となる情報

本市が保有する情報については、原則としてすべてオープンデータ化の対象とする。

ただし、個人情報に関連するデータ及び具体的かつ合理的な理由により非公開もしくは二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

イ 先行的にオープンデータ化を推進する項目

本市が保有する情報のうち、本市ホームページへの掲載等、既に公開・公表しているものについては、先行的にオープンデータ化を進めるものとし、さらに他自治体等で既に活用されているデータ、具体的な活用を予定しているデータ等を抽出し、優先的に提供するデータを選定する。なお、文書公開請求にて公開する数の多いデータについても、必要性を鑑みた上で、優先的にオープンデータ化を推進する。

さらに、災害等、緊急時に有用となるデータの整備については、優先的に推進する。

ウ 公開するデータの拡大

保有している情報のうちニーズの高いもの（行政内部からのニーズを含む）については、可能なものから順次公開することとし、形式等については必要に応じ修正・変更を行う。

また、新たに作成、取得又は加工等する必要のある情報については、必要性を考慮した上で、順次作成、公開する。

(3) 二次利用促進と機械判読性向上についての方向性

ア 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV¹等）で

¹ CSV : Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

公開するものとし、さらに高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF²等）での公開も含め、課題に適した形式での提供を検討する。

イ 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、営利目的・非営利目的を問わず、市民等の幅広い活用を促進するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス³を使用し、利用条件を明示した上で、二次利用を認めることを原則とする。

なお、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示における「CC BY⁴」となるよう検討する。

しかし、著作権法及び個別法の規定以外の理由により二次利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

ウ 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の作成時など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、オープンデータの二次利用者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

(4) 利活用推進のための取組の方向性

ア 民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等、さまざまな提案や意見交換などから捉えられる、民間での利活用ニーズを踏まえた取組の推進を行うとともに、利用促進の取組について、必要に応じ協働により積極的に推進する。

イ 利活用に関する研究

必要に応じ民間や大学などと連携しながら、オープンデータの利活用又は利用拡大の在り方などについての研究を進めるとともに、他自治体や団体により得られた知見を広く収集し、推進に活用する。

ウ 行政内部におけるオープンデータの活用

政策決定、課題解決、業務改善を進める中で、行政内部のデータを積極的に活用し、取組から得られた知見をもとに、更に有用となるデータの整備を進める。

² RDF：Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

³ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス：著作物の流通を促進する国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが発行している、著作物の取り扱いをインターネット上で明示的に表示する利用許諾方式(ライセンスシステム)。

⁴ CC BY：クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。